

不登校児童生徒に対する支援のありかたとその方法

—その支援へのスーパービジョン実践を通して—

石田 敦

How to Support School Refusal Students and the Method Required for that Support

—Through Consideration of Supervision Practice for that Support—

Atsushi ISHIDA

Abstract

Treatment of school refusal students has become a major concern for teachers, school nurses, and counselors. This article addresses the themes to be discussed and considered in supervision for those involved in the early stages of this treatment. And this reveals what we need to learn to help these students. The following are discussed. That is, building trust with school refusal students, understanding the role of counselors, approving the facts that students are seeking help, achieving student voluntary participation in treatment, and approaching students' physical symptoms. In addition, the typical record example supposed to be submitted by the counselor at the start of supervision is contrasted with that expected to be submitted after receiving supervision a few months later. It becomes clear that subjective information disclosed by the client, which was not in the former record, is now included in the latter record.

Key words : school refusal, physical symptoms, rapport, supervision

キーワード : 不登校, 身体症状, 信頼関係, スーパービジョン

1. はじめに

本論は、不登校児童生徒への援助に携わる援助者、つまり、教師、養護教諭、教育相談センター相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等が不登校児童にいかなる援助を行うべきかを、スー

パービジョンでの対応を通して示すものである。

教師等から提出される不登校児童生徒の事例をスーパーバイズする時、スーパーバイザーにとって、これらの児童生徒への援助で何を、どのように行わなくてはならないかという意図が明瞭に伝わらないことが頻繁にある。そして、困難を抱える者の潜在的な成長力

を引き出し、当事者自らの力で克服するのを援助するというようにはなりにくいのが実情である。

教師等の、これまでソーシャルワーク実践にはなじみのない者にスーパービジョンを実施する場合、教師等は、それを異文化に等しいものとして受け止めるようである。スーパービジョンはスーパーバイザーに、クライアントに対してどのようにふるまうかをスーパーバイザーの取るべき行動として具体的に、それも理由を伴って示す必要がある。このような不登校児童生徒への援助に対するスーパービジョンで扱う内容を示すことで教師等が考えなくてはならないことや取るべき行動を示すことが、本論文の目的である。

不登校は、簡単には解決できず、綿密な計画と十分な配慮の下で取り組まれなくてはならない問題である。その援助に必要な能力がないまま取り組むなら、その取り組みは、ほとんど効果が上がらず、むなしい努力に終わり、援助に対する意欲を喪失するか、さらには、逆転移を起こして児童を批判するか、すらしかねない。

なお、本論文では、次のような典型的なタイプの不登校児童生徒を前提とする。つまり家に閉じこもりがちで、真面目で、几帳面で、神経質で、完全癖の傾向がある。また、クラスメートとコミュニケーションを取ることが苦手で、孤立し、人前で感情を抑圧し、委縮するなど、人間関係をうまく形成することができない。そして情緒的に安定性に欠け、体調不良を訴えるタイプである。

また本論文は、不登校児童生徒への援助の全過程ではなく、援助の過程の初期段階で問題となるポイントに主に焦点を絞って論述する。

2. 記録から読み取ることができる相談員の実践上の問題

(1) 一般に報告される典型的な事例

不登校事例に関して、スーパービジョンをこれから受け始めるという段階で提出される典型的な以下のような記録（スーパービジョン開始時における記録）を想定し、論述を進めることとする。この事例は、某市教育相談センター相談員（元中学校教員）男性によるものとする。

スーパービジョン開始時における記録

クライアントH：

不登校。中学校1年生男子。大柄で色白。やや肥満体型。どちらかと言えば体を動かすことは好まず、運動は苦手。クラス内では、目立とうとする傾向がある。しかし他のクラスメートから必ずしも受け入れられず、どちらかと言えば孤立気味である。また困難なことや嫌なことがあると自室に引きこもり、精神的に不安定になる様子が見られる。

家族・生育歴：

会社員の父親、専業主婦の母親、姉、そしてHの4人家族。すぐ近くに父方の祖父母在住。201X年4月からは姉は進学のため家を出る。Hは、両親にとって長く待ち焦がれた男児であり、生後よりかなり甘やかされてきている印象である。当該生徒の子育てについては、父親は関与せず、母親が一手に引き受けている状況である。

概要：

X年10月、市立中学校の学級担任Aより市教育相談センターに、今年度から担任をしている生徒のことで相談が届く。担当することとなった相談員は、担任教師より情報を聞き取り、その時点からおおよそ隔週で定期的に家庭訪問を実施する。

母親との情報交換を実施するとともに、本人とも面談を実施。得られた情報をまとめると、以下の通りである。Hの問題として、①進学直後は登校していたが、5月中旬から欠席状態となり現在不登校である。登校できない理由を聞くと、級友とのトラブルを口にするものの、担任によれば、いじめを受けたり仲間外れにされたりしていたという印象はない。②当初は、腹痛や発熱を理由に欠席するようになった。医療機関を受診するものの、異常認めず。親も担任教師も登校するように促したが、ベッドから起きてこない状態がほとんどであった。③その後、昼夜逆転の生活を繰り返し、家でゲームをしたりDVDを観て時間を過ごしている。④その後、家庭で暴れる場面が多発し、暴れるHに対し保護者が手を付けられず困惑している。屋内を覗くと、破損状態の家具や建具が見られる。⑤その後の現在に至るまでの8か月間、現状に変化はなく、本人のしたいようにさせているとのこと。なお最近では、家庭訪問時Hは、相談員との面談を嫌がるわけではなく、淡々とした表情で受け答えしている。

経緯：

- X年4月 当校入学
- 5月 欠席がちになり始める。
- 10月 この頃より相談員が家庭訪問開始。本人、母親と面談。本児は玄関先での会話には応じ、家庭での生活の様子を説明してくれる。学校へ行かない理由として、いじめられること、行っても意味がないとの理由を挙げる。母親は手の施しようがなく、多少あきらめの表情。
- 12月 父親より、本児の将来のことを心配され、相談される。家具の傷み

等から家庭内が荒れている様子が窺える。本児からは、小学校の時は楽しかったと、思い出話を聞かされる。

X+1年1月 夜間に外出することがある。コンビニへ行っている模様。

以下略

(2) 記録の重要性

スーパービジョンではまず、提出される記録の重要性を確認するところから始まる。スーパービジョンで用いる最も基本となる題材は、提出される記録である。スーパービジョンは記録を用いた教授法であり、記録を用いて実施される必要がある (Hawthorne 1987)。もちろん口頭で補足が行われるので、記録がスーパービジョンでの論議のための題材の全てではない。スーパーバイザーが自ら補足説明することもあるし、スーパーバイザーが質問し、それに答える形で、記録にとどめていなかった内容が補足されることもある。だが、スーパービジョンで、記述式であろうが、オーディオ・ビデオによるものであろうが、スーパーバイザーが提出する記録を用いなければ、スーパーバイザーがクライアントに対する実践で行ったことについて確実に話し合うことができない。記録がないまま、口頭報告を用いて行われるスーパービジョンでは、実践について、実際にはさほど話し合われてはいないのに、十分に話し合われたという錯覚を当事者に引き起こす危険性があるとも言われる (Munson 1979)。

またスーパーバイザーにより、ある事柄が記録にとどめられているという事実は、その事柄がスーパーバイザーによって重要な事柄として認識されているということの意味し、また反対にその事柄が記録にとどめられてはいないという事実は、その事柄がスーパーバイザーによってさほど重要な事柄ではないと認識されているということの意味している。よって、記録され

ている、記録されていない、ということ自体が、スーパービジョンで論じられる重要なテーマともなり得る。こうして、スーパーバイザーの提出する記録は、スーパービジョンの場で、スーパーバイザーが自分の行動を振り返り、理解し、そして修正するのに不可欠なものとなる。

またさらに、記録は、スーパービジョンで効率よく利用されるようにまとめる必要があるため、記録を作成するという行為それ自体が、ワーカーに自分の実践を振り返らせることによる優れた学習の機会ともなる。

そして毎回提出される記録の内容がある特定の特殊な観点に焦点付けられ、一貫性を保持し、そして明確性を併せ持つ内容にまで高められていく過程は、パラレルに、クライアントに対するワーカーの実践能力の向上を反映したものとなる。

スーパーバイザーはスーパーバイザーに対して、以上のような記録についての説明とともに、内容についてはコンパクトにまとめ、かつ重要と思える部分を外さないようにという指示を出す。

(3) 記録から読み取れる相談員の実践の改善すべき点

さて、記録の内容は、相談員がクライアント（不登校生徒）に行っている援助の実態をよく表すものであり、記録からは、改めなくてはならない相談員の実践上の問題点が映し出されている。ただし、このようなタイプの記録は通常、初めてスーパービジョンを受ける相談員より提出される記録に典型的に見られるものであり、このような記録を改めていくことがスーパービジョンにおけるもっともな課題として扱う必要があり、決して否定的な評価を引き出すものではない。この記録からスーパーバイザーに説明されなくてはならない内容は、おおよそ次のようにまとめられる。

それは、記されている記録の内容が客観的な情報を中心としていて、クライアントからの開示された情報

が欠如していることである。つまり、クライアントの年齢・性別、家族構成、医療機関受診、家庭生活の状況、親子関係の様子などについて記されてはいるが、これらは、相談員がクライアントを客観的に把握する範囲の情報にとどまり、他方、クライアント自身に聞かなければわからない内容が欠落しているのである。クライアント自身が何に悩んでいるのか、今の自分の状況を解決しようとしてこれまででどういった努力をし、その結果はどうであったのか、これからはどのようにしようと考えているのか、そして周囲にいる相談員や教師、さらには両親に対してどのような感情を抱いているのか、などクライアントの心の中の主観的な思いについては記されていない。

そして、記録にクライアントの主観的事実に関する情報が欠如しているという事実は、一般にそういった情報を聞き取ることができる関係で相談員が実践していないということを物語っている。よって、この場合、援助者の取り組むべき課題は、まずはクライアントが主観的事実を開示することができるだけのクライアントとの間での信頼関係を形成するということである。

なお、クライアントが感情を伴った内面の思いを語れば語るほど信頼関係は形成されるし、また反対に信頼関係が形成されればされるほど、クライアントは内面にある真実を語るというように、信頼関係と真実の開示とは、相互に促進され合う関係にある。

そして、この関係を通して、クライアントが相談員の提供する援助過程において主体的に自分の抱える問題の解決に取り組むようになる。内面の感情を伴った事実が開示されることで、両者間にでき上がる信頼関係に基づき、援助を受けるためのクライアントの側の体制ができあがるということになる。

クライアントの主観的事実についての情報として、クライアントがどういった思いでいるのか、また提供される援助をどのように受け止めているのかがわかれば、相談員がどういった方法で援助を展開すべきかを判断することが可能となる。

ただし、クライアントに問うてもクライアントの語る言葉が真実であるとは即断できない。信頼関係ができていても、クライアント自身も、自分でわかっていないこともあり、クライアントに対して言語化を図り、クライアントが抑圧して、場合によっては明確に意識していない事柄を意識に上らせ、そうして、ワーカーに語らせるという手順が必要な場合もある。

以上、クライアントについて得ている情報に関する問題点を、開示された情報が欠如していることという点から指摘したが、この問題点は、クライアント自身に限らず、その母親からの情報に関しても、さらに教師からの情報に関しても同様に生じ得る。たとえば母親は、子供の不登校をどのように捉えているのか、提供される援助をどのように感じているのか、またそれらを活用しようとする動機がどの程度あるのか、は相手との信頼関係に基づいて入手することができる。たとえば記録では、「母親との情報交換」とあるが、相談員は、いかなる情報をどれほど入手したのか。母親は、本児の日頃の家庭での生活状況、本児が報告する学校での出来事、そして本児から聞き取った不登校の理由を述べるかもしれない。だが、本児への有効な援助のためには、母親から、本児より不登校の理由を聞かされた時、その内容をどのような思いで聞き、どう反応したのかを聞き取る必要がある。この母親の本児に対する反応が、本児に不登校の理由を正しく言わせるか否かを決定づけているはずだからである。さらには、この時の母親の反応の仕方は、普段からの親子関係のあり方の一断面を表しており、このことを相談員が知ること、母子関係のあり方をある程度知ることができるからである。母親は、「子供に学校へ行かない理由を聞いてもあまり話さない」「学校に嫌なことをする奴がいると子供から聞いている」と返答するかもしれない。その場合母親は、「とにかく学校は行かなくてはならないところ」「我慢して行きなさい」「先生からその子たちに注意してもらおうようにする」と言っていないか。しかし、本児の本当の思いはこれらより

ももっと深刻であって、子供が苦しんでいる実際の生々しい内容については、聞けていないことが多い。母親が日頃から子供の理解者で、子供の本当の思いを聞くことができる人物であるなら、子供は腹の立った出来事、みじめな自分、学校場面での不安、そして身体症状の苦しみなどの日々の悶々とした思い、そして「明朝またいつものように、嘔吐して学校へ行けなくなるのではないか」という予期不安の苦しみを語るることができる。果たして母親は、子供のこれらの思いにどれほど接近することができているのか、相談員は把握する必要がある。

3. 求められる対応

(1) 信頼関係の形成

相談員による上記記録を用いた報告に対して、スーパーバイザーは、次のような内容のフィードバックを行う。

援助過程の初期の段階におけるもっとも中核となる課題は、信頼関係の形成である。これは、援助過程を成功に導くための最も根幹をなす必須の条件である。相談員に対しては、信頼関係が何であるかを明示的に教えることが必要となる。なぜなら、信頼関係という言葉は、相談員により、それが形成されたかのように、一方的に判断され、都合よく用いられる傾向があるからである。

信頼関係の形成とは、両者間の役割関係の形成を言う。言い換えると、信頼関係の形成とは、クライアントが自分の困難を自ら解決するために、ワーカーとの共同の取り組みを展開する関係に自ら「参加」(黒川 1985:216) することであり、「クライアントとしての役割を引き受ける」(黒川 1985:216) ことである。クライアントは、信頼関係が形成されることで、相談員を自分にとって必要な存在として認め、相談員の力を借りて、自らの意思と能力で、不登校という問題を克服する過程に着手することができるようになる。

クライアントが相談員を信頼するのは、相談員がクライアントをどのように援助しようとしているかをクライアントが体験することを通してである。クライアントは、自分の「援助場面での援助のされ方についての欲求」(黒川 1985: 252)をワーカーがどのように充足させてくれるかを通して、ワーカーを信頼すると言えるからである。

一般に、ワーカーは、初めは援助を受け、活用するという動機を持たない者に対して、その動機を生み出すように働きかけるところからスタートすることとなる。不登校児童生徒の場合、まず相談員は、次節以降で述べるように、以下の課題に取り組まなくてはならない。第一に、相談員自身の役割をクライアントに明確に理解させること。第二に、クライアント自身が不登校に悩み、苦しんでいて、援助を求めているという事実を相談員が承認し、尊重すること。そして第三に、クライアントの不登校が身体症状から発するもっともな行動であるということを相談員が承認し、そしてクライアント自身にも受け入れさせること、である。そうして、クライアントが自分にとって最善の援助を提供してくれるのはこの人物である、と確信できるようにする。

(2) 相談員の取り組む課題

1) 相談員の役割に対する理解の促進

クライアントが相談員との間で信頼関係を形成するようになるために、相談員は、自分の役割をクライアントに理解させる必要がある。相談員の役割とクライアントの役割とは相互関係にあるので、このことは同時に、クライアントがクライアントとしての役割を理解することでもある。

不登校児童生徒は、自分に向けられる援助がいかなるものか、また相談員の役割がいかなるものかを知らないと想定することが必要である。さらには、相談員は、学校の先生や親からの依頼で不登校児童生徒と接触を持ち始めることが一般的であるため、相談員がこ

れらの人物の延長として認識され、これらの児童生徒が相談員を容易には信頼しないということがあり得る。特にこれまでの教師の対応が児童の意思を無視した強引な方法で行われているなら、なおのこと、相談員は恐怖の対象とすらなっている。

こういった問題は、不登校児童生徒に限らず、他の領域の問題を抱えるクライアントの場合でも起こり得る。一般の人々は、ソーシャルワークがどのように人々を援助するか、またワーカーの役割がいかなるものかを知らない。さらには、クライアントが専門機関とこれまでに接触を持ったことがなく、今回初めてワーカーと接触を持つということはむしろまれで、どこかの専門機関の援助者といくらかは接触を持っていて、これらの者との間の先行体験が、これから接触を持つとするワーカーに対する先入観を生み出していることがあり得る。このことからして、ワーカーの行うことは、クライアントに対して、ワーカーの役割を初めて理解させるというよりも、すでに持っている援助者に対する先入観を修正することの方に取り組むこととなるのが一般的である。

相談員は、自分自身の役割を二重メッセージを廃して、明示的に述べる必要がある。このことは、信頼関係を確実にするために必要であり、相談員の口から発せられる言葉には裏表がなく、額面通りの意味で理解されるものであるということを感じ取らせるものでなくてはならない。特にしばしば教師は、最初、不登校児童生徒の理解者の態度を取り、その後しばらくして、これらの者が未だに登校しようとしなければ、「ぼちぼち行ったらどうだ」と怒り出す。あるいは、「教室の前まで」と言ってこれらの者を連れて行き、そこまで行くと「せっかくだから入ってみよう」と強引に教室に入れようとする。このような教師の態度の豹変は、援助に努める全ての者に対する不信感を生み出す原因となっている。前言を翻す者を、誰も信頼しないからである。相談員がこのような態度を取る教師とは異なることを、特に明らかにすることが望まれる。

具体的には、次のような内容を、クライアントに理解させる必要がある。相談員は親や学校の先生からクライアントに会うように依頼を受けているけれども、相談員は親や教師の意思ではなく、自分の意思で行動するということ。相談員は、クライアントの味方であり、その意思を最も尊重すること。学校へ行くかどうかは、本人が自分の意思で決めれば良いと考えていて、学校へ無理やり行かせることはないこと。相談員に話したことについては、秘密は守られること、である。これらのことを相談員は、親と教師の同席のもとで、クライアントに説明するとよい。そうすることで同時に、親や教師も相談員の考えを理解し、同意していることを、クライアントが知ることができるからである。

そして、相談員は、クライアントの理解者であることを知らせるために、クライアントが自分の気持ちを相談員に語らずとも、相談員はそれらを十分に知り得ているということをクライアントに伝える必要がある。この場合も、相談員は、親と教師の同席のもとで、自分の理解している不登校の者の気持ちや状態をクライアント自身に説明すればよい。たとえば、いつも身体症状で苦しんでいること。登校に向けた強制は本人を苦しめるだけであること。行こうと思っても行けないこと。行けるなら行きたいと思っていること。身体症状がなくなれば、学校へ行く意思があること、である。このように説明すれば、クライアントの相談員に対する防衛は、かなりの程度取り払われる。

ただし、直ちにクライアントが相談員を、不登校を克服するための援助者として必要とするとは限らない。はじめから相談員が想定するような援助者-被援助者関係ができ上がるわけではない。たとえば、学校でいじめられたと訴えるクライアントであれば、相談員を、学校に対するもしくはいじめた他の児童生徒に対する復讐のための協力者に仕立てあげようとするかもしれない(石田 1990: 202-220)。だがこのような相談員に対する役割期待ですらも、信頼関係形成のための取り組みの一過程として必要とされ、その後にお

いてクライアント自身の抱える緊張や不安を解決するための取り組みが行われることになる。

クライアントの期待に沿って、本来の相談者としての役割から外れた役割に一時的にでも就くのは、次のような理由からである。不登校児童生徒は、弱い子供であり、自分の弱さを認められない。それにもかかわらず、防衛を取り払うかのようにこれらの者に直面を求めることは、これらの者を極端にまで不安に陥れる。「誰も自分を仲間に入れてくれない」という訴えは、担任教師から見れば間違いであり、周囲が拒絶している様子もなく、むしろ問題は、「自分から集団に入っていないからだ」とその主張を否定したくなる。そして「自分から声をかけてみてはどうか」と返答したくなる。だがこのような返答は好ましくない。不登校児童生徒に自分の行動を顧みるよう求め、これらの者に自分の弱点への直面を図るのは、相談員との信頼関係ができ、またこれらの者自身に自分の弱さを認めても傷つかないだけのたくましさが出てからであって、信頼関係が安定的に形成されるまでは、これらの者の主張は、完全に理解され、受け入れられるという体験が提供される必要がある。

2) 援助を求めているという事実への承認

不登校児童生徒との信頼関係を形成することが可能なのは、彼らが苦しんでいて、その苦しみを解決するのを助けてくれる人物を求めているという事実があるからである。援助が成功するのは、相手が援助を求めているという事実に着目し、その援助に対する期待に応えることによってである。以上のことは、これらの児童生徒に登校を強制する傾向のある教師等の援助者にとって是非とも理解すべき事柄であって、スーパービジョンでの重要な論議の内容となる。

不登校児童生徒は、行きたいと思っていて、日々学校へ行けていないことの罪悪感と焦燥感に苦しみ、そして、この苦しみにから抜け出したいと思っている。しかし、援助者はこの事実気付かず、むしろ彼らが学校へ行くのを嫌がっていると単純に理解する。その点、

不登校児童生徒が取る態度は、これらの者の本当の思いや意思を的確に表現するものではないことを理解する必要がある。そもそもいかなる困難を抱え、援助を必要としている者であっても、100%援助を求めていることはあり得ない。援助を求めることは、自身の弱さを認めることでもあり、また自身の扱いを他者に委ねることでもあり、程度の差こそあれ、こういったことには抵抗と恐怖が伴う。不登校児童生徒の場合もアンビバレントな状態にあり、「学校へ行きたいが、行きたくない」という思いでいるし、また「援助を受けたいが、受けたくない」という思いでいる。そこで援助者は、これらの児童生徒に対して、相対的に大きい方の「行きたくない」また「受けたくない」という思いを、他方の「行きたい」また「受けたい」という思いとの間で葛藤状態に陥らせ、後者の方の思いが前者の思いを上回るように働きかけるようにする。彼らの心の中のこのようなバランスの変化は、彼らの援助者に対する信頼の形成、提案される援助により目下の問題が解決されるという確信、そして援助者との接触において自分の意思が尊重されるという体験、を通して生じる。

また他方、不登校児童生徒が自分の状態を正しく表現しないこの傾向は、援助者や親などの周囲の大人を誤解させる一因ともなる。これらの児童生徒は、学校へ「行かない」と言うけれども、実は行けない。「行けない」のに「行かない」と言う。彼らが「行けない」のに「行かない」と言うこの傾向は、周囲の大人の理解のなさに原因がある。つまり大人は、次のように考える。学校へ行けないということはある程度、本人が行く意思を持てばいつでも行けるはずで、行こうとしないから行かないのだ。また、人には、意思や理性があり、人は、自分で自分の行動を意思通りに取ることができるはずである、と。このように決めつけられると、これらの者は、本当のことを言えなくなってしまう。不登校児童生徒について正しく理解しない者は、これらの児童生徒が苦闘している「自分の意思通りに

行かない自分」の存在を信じようとはしない。親は子供が体調不良を訴えると、半信半疑、医療機関に連れて行き、「異常なし」との診断結果を聞き、子供の訴えを不信がる。人は自分の意思通りに行動できない場合がある、ということに対する理解のなさのために、登校するようにとの強制が行われる。

また不登校児童生徒が「行けない」のに「行かない」と言う理由は、学校へ行けない自分を自分で認められないことにもある。弱い自分、みじめな自分を自認することは、抵抗感の伴うことである。さらに場合によっては、学校へ行けない理由を合理化し、学校場面であった出来事をその理由にあげることがある。つまり、先生の態度を不公平で許せないとして憤慨したり、クラスメートからのいじめを理由としてあげたりすることも、不登校の原因がわかりにくくなる理由である。

誤解による登校への強制がもたらすこれらの児童生徒への苦しみは、家庭内暴力の引き金となることを通して理解することができる。家庭内暴力は、不登校児童生徒の問題を、親や教師がどのように捉えているかを、またより究極的には、不登校児童生徒が自分自身の不登校をどのように捉えているかを如実に表している。つまり彼らは、自分自身が学校へ行けないことで罪悪感があり、苦しんでいる。また学校へ行っていないことが恥ずかしく、罪悪感があるので、他の児童の下校時間までは家から出られないでいる。学校へ行っていない時間であっても、児童にとっては自由な時間ではない。また昼間逆転の生活を送るのも、学校へ行っていないなくてはならない時間帯を寝て過ごすことで、学校へ行けていない罪悪感から逃れることができるからである。要は、不登校児童生徒は、一般に学校へ行くことができている方が楽なのである。

周囲の大人は、彼らがこのような気持ちでいることを知らず、学校へ行っていほしいという無言の圧力をかけることにより、これらの者は、一層罪悪感やイライラが高まり、爆発する。その点、不登校に伴う家庭内暴力の発現は、これらの児童生徒の周囲の大人の、彼

らに対する認識や対応のし方を振り返り、改めるための優れた機会を提供してくれる。家庭内暴力は、周囲の大人にとっても困惑し、困り果てた状況を生み出す。親にとってのこの苦痛は、親が、援助者の差し出す援助の手を借りて、自身の子供への態度を改める動機を生み出すからである。また親の態度変容により、子供の家庭内暴力が収まれば、自分たちの態度が如何に子供を苦しめていたかを自覚することにも役立つ。

援助者の側の「強制すれば行かせることができる」という思いは、児童生徒の主体性や自主性を尊重させなくしてしまう。冒頭の記録を見る限り、クライアントの主体性の欠如は明らかである。つまり、クライアント自身がどうするか自己決定していない。相談員が、この記録において、クライアントの開示する情報をとどめていないという事実は、クライアントがこういった内容の情報を提供することができておらず、明らかに受け身的な立場にいることを意味する。クライアントは、自身の内面を援助者に理解されることで癒され、そうして、自身がどうしたいのかを語ることで、クライアントのためになされる援助への彼ら自身の参加を実現する。

Hollis (=1964:118-9) は、クライアントが困難を解決するために自分自身を導く能力を意味する用語として「自己指向」(self-direction)を用いる。ワーカーは、このクライアントの能力を信じ、それを最大限に拡大し、他方クライアントに求める依存は必要最低限にとどめるようにする。クライアントが、ワーカーが考えた方法よりもクライアント自身が考えた方法を採用する方がクライアント自身の行動を強化する。人は強要されるよりも自分自身の意思で決めたことを行動する方がはるかに意欲的となる。クライアントの主体性がないところでクライアントの問題の解決はあり得ず、そのため、ワーカーのクライアントの能力に対する敬意と、クライアントの能力で問題が解決できるというワーカーの側の確信を、クライアントに感じ取らせることが必要である。

3) 身体症状の存在の承認

親もクライアントもが身体症状について明示的に話し合い、その意味を理解できるようになる必要がある。そのため、スーパービジョンでは、相談員が身体症状の存在と不登校に対するその影響とを理解し、間接的に、相談員が親とクライアント本人にもこのことを伝え、理解させるようにすることが課題となる。

クライアントを不登校にさせている直接的な原因は、「身体症状」であり、クライアントが学校へ行かないのは、なまけや勉強嫌いからではない。クライアントが身体症状を隠すことなく、身体症状が不登校の児童生徒にあって当然のもので、彼らが苦しんでいるもっともな問題として、その治療に取り組むことができなくてはならない。

身体症状は、登校しなければならないと思うと、一種の「心因反応」(黒川 1990:9)として、緊張や不安感から発症する。そしてクライアント自身、身体症状の発症を恐れて登校できなくなる。その苦しみは身体疾患があつて生じる苦しみと同等である。身体症状は、登校しなくてはならない日の朝になると発症し、その結果として、その強烈な恐怖心から登校ができなくなる。クライアントは、しばしば「明日は学校へ行く」と言い、登校の準備をする。しかし朝になると体の具合が悪くなり、行けない。クライアントは、この症状について気にしないでおこう、気にしないでおこう、とするが、それでも起こり、自分でもどうしようもないと感じている。またこの身体症状は、やがては予期不安となり、登校時のことを考えるだけで苦しくなるところにまで至る。また登校時刻を過ぎ、昼近くになると元気になり、食欲もわいてくる。さらに休日の朝には現れない。この症状は、本人にとって原因がわからず、「奇病」(黒川昭登 1990:32)としてしか感じられないでいる(様々な身体症状の不登校との関連については、黒川・上田(1999:38-53)参照のこと)。

クライアントは、奇病である身体症状を他者に説明することは困難であると感じる。「気のせい」程度に

受け流されれば、それは弱い人間の証として見なされているように感じ、自分を責めざるを得ない気持ちになる。よって、身体症状で学校へ行けないという告白は期待しづらい。親は、しばしば相談員に、「どうしてあの子は学校へ行かないのでしょうか」と問う。親は、不登校に困り果て、本人に学校へ行かない理由を問うが、子供からは身体症状のことを教えてはもらえないでいる。朝登校時に、玄関で胃液を吐いていて、また朝トイレに入りトイレから出てこれなくなっていて、親がこれらを目にしている、大した問題ではないと受け止め、不登校に対するその重要性に気が付かないでいる。なお、親にとって、この不登校の原因がわからないということは、親子関係の断絶の証であり、不登校の背景として存在する断絶した親子関係を修復するための取り組みが必要となることを意味している。

4. スーパービジョンを受けてからの相談員の 実践

通常は、相談員に対し、毎週か隔週程度の頻度でクライアントへの面接を実施し、それらと同頻度かそれらよりもやや間隔をあけた頻度で実施されるスーパービジョンを受けるように求める。そして、的確なスーパービジョンが行われるなら、おおよそ数か月後には、次のような報告（スーパービジョンを受けてからの記録）が相談員から提出されることが期待される。相談員が報告する内容が、クライアントに聞かなくてはわからない内容を含み、児童の内面的な苦しみが理解できるものとなっている。特に身体症状に関する部分に焦点を当てて、記録の一部を紹介する。

スーパービジョンを受けてからの記録

相＝相談員、ク＝クライアント

相 君は、学校へ行こうとすると、どうなる

のかね。説明してほしい。

ク 朝起きて、二階の部屋から出ようとする
とめまいがするのです。喉の奥から胃液
が上がってくる。げっ、となる。人に普
段は見せたことのないようなすごい表情
になります。真冬でも汗がびっしょり。
こんな感じが、まだ学校へ行っていた当
時のいつもの朝の様子。前日の夜から、
明日は気にしないようにしようと気を紛
らすようにするのですが、朝になると
だめ。いつものように苦しくなる。どれ
だけ努力してもだめ。お母さんが胃薬を
買ってきてくれて飲んだこともある。で
も効かない。

相 それでも行こうとよく努力していたね。

ク 休み始めた頃、朝、学校の先生が車で迎
えに来るんです。強引に車に乗せて、ま
るで誘拐です。だから今でも先生は嫌い。
それで僕が学校へ行かないのは、体が悪
いからだと思っているでしょう。でも、
自分は学校など行かなくてよいと思っ
ている。

相 と言うと？

ク 学校は嫌なことがあるところだから。教
室での皆の会話は、自分には幼稚に思え
る。だから会話がしんどい。それにもう、
今からでは友達できないし。今の中学へ
は戻らずに、高校から行こうと思ってい
ます。勉強は自分で自宅でできますから。
それなりの高校に入って、そこで皆を見
返してやろうと思うのです。

相 これまで体がしんどくなるというのは大
変だったと思う。でもね、高校生になっ
たとしてもまた体の具合が悪くなるとい
うことが起こらないか。人前に出たら緊

張してしまっ、人と会ったり会話したりすることができなかつたらどうする？

ク 確かにそうだけれど、きっと先生でも治せませんよ。

相 学校へ行こうとすると、体の調子が悪くなるのを治そうではないか。

ク 体がしんどくなるのは、不治の病。治そうにも治らない。治るものなら、自分の力で治しています。体のことは放っておいてください。

この記録では、クライアントの主観的な世界が垣間見え、クライアントなりの不登校の理由に対する合理化もある中、自分の状況を彼なりの独自の見方で説明している。クライアントの苦しい内面が開示されていて、クライアントと相談員との間の信頼関係もある程度形成されていて、クライアントが自分の弱みを見せることができている。

このようなケースでの援助は、その後、クライアントの身体症状の治療に焦点を当て、取り組まれることとなる。身体症状は、感情を抑圧することで生じる。相談員は、スーパーバイザーからの指導の下、クライアントの抑圧している感情を適切に言語化するように促す。たとえばクライアントは、「先生に叱られた」と言う。クライアントは、その出来事を大したことはないかのように言ったり、あるいは「自分が悪いからだ」と、自らを責めることでその感情を抑圧し、その感情の処理を終える。クライアントは、これらの抑圧感情の存在を否定し、平穩無事に過ごしているかのような態度を取る。しかし、本当はとても傷つき、腹を立てている。そこで相談員は、平穩無事に過ごしているかのような態度をそのまま受け入れるのではなく、腹の立った気持ちを表現させ、情動発散をさせなくてはならない。一般にこれらの児童生徒は、感情表出を禁じられる家庭環境で育ってきているので、感情

表出を苦手とする。しかし、援助者からの共感と、腹を立てて当然であるという是認の姿勢により、本心の感情を表出できるようになる。たとえば、「悔しい」「あの時…と言返せばよかった」と、思い通りにならなかったことに怒りの感情を表現するようになる。こういった感情表出が可能になることで、感情の抑圧傾向が軽減され、クライアントは、緊張場面に対する適応力を高め、身体症状の出現を鎮めることができる方向に向かう（身体症状の消失のための技法については、黒川昭登 1996：130-153参照）。

感情を抑圧するタイプの者は、人前での委縮した態度、緊張場面を避ける傾向、そして友人のいない孤独な生き方をしていて、そうしてこれらの傾向や生き方を嫌悪している。これらの傾向の改善は、本人自らが何よりも解決を望む問題なのである。不登校児童生徒は、このような自分の性格の弱点を克服すべく、自分自身が援助過程に参加し、弱い自分を克服するように取り組むようになる。不登校児童生徒にとって、自分のこのような生き方を改善することは、本人自身が望むところのことであり、このことは、相談員との間で取り組むべき目標として合意に至ることができるところのものである。

5. 終わりに

本論文は、不登校児童生徒への援助の実践に関するスーパービジョンで、特に援助の早期の段階で問題となる事柄を中心に述べた。ここで取り上げられた不登校児童生徒の援助者との関係形成でみられる課題、身体症状の把握、性格特徴の理解は、援助の過程でいずれも重要な位置を占める。不登校の問題への援助にはこれらの課題に取り組むための一連の知識や技術が必要であるということが理解されることが、まず何よりも重要である。

スーパーバイザーは、明確な一貫性のある方針の下、スーパーバイザーからの報告に基づき、スーパーバイ

ジーに対してクライアントへの対応の方法をタイムリーにフィードバックする必要がある。そうして、スーパーバイザーの行動により生じるであろうクライアントの反応や変化を予測し、それらの変化や反応をスーパーバイザーが実際に感じ取ることで、スーパーバイザーの学習を成立させることができる。

感情の抑圧という性格傾向を改善することには、再登校を可能にするという次元を超えた意味がある。つまり、不登校を克服するための援助は、学校へ行ける

行けないという次元を超えた、児童生徒の人間関係の持ち方や生き方、そして価値観の変容にまで至る一大事業への援助である。言い方を変えるならば、不登校児童生徒の再登校は、その児童の生き方の変容の結果として生まれる変化の一つである。この一大事業の偉大さが理解できるということが、不登校の問題を扱うスーパービジョンで援助に携わるあらゆる大人が学習する究極のテーマであると思われる。

文献

- Hawthorne, L. S. (1987) Teaching from Recordings in the Field Instruction, *The Clinical Supervisor*, 5(2), 7-22.
- Hollis, F. (1964) *Casework: a Psychosocial Therapy*, Random House. (=1966, 黒川昭登, 本出祐之, 森野郁子訳『ケースワーク：社会心理療法』岩崎学術出版).
- 石田敦 (1990) 「“いじめ”を理由とする登校拒否（中二）の事例」黒川昭登『登校拒否：こうすれば治る：その原因と治療』誠信書房.
- 黒川昭登 (1985) 『臨床ケースワークの基礎理論』誠信書房.
- 黒川昭登 (1990) 『登校拒否：こうすれば治る：その原因と治療』誠信書房.
- 黒川昭登 (1996) 『閉じこもりの原因と治療：登校拒否から出社拒否へ』岩崎学術出版社.
- 黒川昭登・上田三枝子 (1999) 『不登校へのメッセージ：「学校へ行けない」のには理由がある』朱鷺書房.
- Munson, C. E. (1979) An Empirical Study of Structure and Authority in Social Work Supervision, *Social Work Supervision: Classic Statements and Critical Issues*, Free Press, 286-96.